

第4回鳥取県最低賃金専門部会

1 日時 令和8年7月31日（金）15時25分～18時25分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 浅山委員、安藤委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、今井賃金室長、
清水賃金室長補佐、玉谷労働基準監督官

4 議事

（1）鳥取県最低賃金の改正審議

（2）その他

5 資料目次

（1）令和8年度最低賃金に関する基礎調査結果

（2）鳥取県最低賃金改正試算表

机上配布資料

（1）鳥取県最低賃金改正試算表（令和7年度）

6 議事内容

○清水賃金室長補佐 定刻より少し早いですが、皆様おそろいですので、始めさせていただきます。

ただ今から第4回鳥取県最低賃金専門部会を開催します。

本日は委員全員に出席いただいているため、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告します。

本日の専門部会も公開としており、10名の傍聴人がお見えになっています。傍聴者の方々は、お配りしている注意事項に従っていただきますようお願いします。

これより先の進行を佐藤部会長にお願いします。

○佐藤部会長 これまでの専門部会では、第1回目に目安は出ていませんでしたが、労働者側、使用者側から金額の提示をしていただきました。金額が、労働者側1,460円、使用者側1,041円で、419円の差がある状態で審議を始めました。第2回目では、発効日について話し合いをしました。発効日は、鳥取地方最低賃金審議会及び鳥取県最低賃金専門部会では、法定発効とすると、全会一致で決まりました。前回、鳥取県、Cランクの目安は56円と示されました。

第1回専門部会では、労働者の方から意見陳述をいただき、前回はアンケート調査の結果等を見てきています。さらに、鳥取県は価格転嫁が、何と最下位であるという事実も確認しました。これまでの情報を鑑みて、今後の金額審議を進めたいと考えています。

議事の1、鳥取県最低賃金改正審議、金額審議について、事務局から、追加で提出された資料の説明をお願いします。

○清水賃金室長補佐 机上配付資料、最低賃金基礎調査結果等について説明します。

最初に、昨日提出した鳥取県最低賃金改定試算表の速報値ですが、確認作業を終え、資料ナンバー2の確定額と変更がないことを確認しています。

〔資料説明〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。今説明された資料について、質問等ありますか。

石川委員、お願いします。

○石川会長代理 未満率について、最低賃金以下で働いている方々は、法で認められた特別な要件の方々と理解をしています。それがいきなり1,000人単位で増えることはないのだろうと思いますが、この辺り、どのように見ているか、見解をお持ちでしたらお願いします。

○佐藤部会長 事務局、お願いします。

○高橋労働基準部長 鳥取県は、最低賃金の減額特例許可を受けている事業所の割合が全国の中でも比較的多い県になっています。元来から最低賃金の減額特例利用者数は多いで

すが、これだけ多くの増加をしたという認識は持っておらず、増加した理由までは把握していないというのが現状です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。その他ありますか。

西村委員、お願いします。

○西村委員 事務局に資料の作成をお願いしたいと思っています。その内容は、最低賃金と同額で働いている方の人数、割合がどの程度なのかということ、また、1時間当たり何円で働いている方が最も多いのか、その金額で働いている方の人数と割合を、例えば過去5年分遡って示していただきたいと思っています。

○清水賃金室長補佐 承知しました。次回、第5回目の専門部会で提示します。

○佐藤部会長 よろしくをお願いします。

それでは、労働者側、使用者側、私で、打合せをしたいと思います。

では、会場をお願いします。

○清水賃金室長補佐 それでは、4階小会議室を案内します。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 再開します。

本日、労働者側、使用者側、それぞれ金額の提示をされるため、まず、分かれて審議をしていただきたいと思います。また、目安の受け止め方について改めて、委員一人ずつの意見を聞きたいと思います。会場をお願いします。

○清水賃金室長補佐 労働者側は3階労働基準部長室、使用者側は4階小会議室を案内します。

〔各側協議〕

○佐藤部会長 再開します。

昨日、目安が発表されたため、目安に対する率直な思い、感想をいただきたいと思います。

浅山委員からお願いします。

○浅山委員 今回の中央最低賃金審議会から示された目安は、正直低いなと思っています。前の情報では、70円台の後半ということも聞いていたため、自分の中でシミュレーションをしていたところがありました。

私がお仕事をさせていただいてるUAゼンセンは、7割の方が短時間で働いているパート労働者の組合員で構成されているということがあり、今年の賃上げ交渉で、7月1日現

在の妥結が今年は非常に高く、74.7円、6.20%程度の推移をしていたため、中央最低賃金審議会では75円とかその辺の数字になるだろうと思っていました。

UAゼンセンとしても、11年連続で正社員の妥結を上回っているということもあり、それぐらいの目安が出ると思っていましたが、56円ということであり、低いなという印象です。かつ、去年はランクA、Bが63円で、Cが単独で64円でした。今年は、Aが単独でB、Cと一緒に金額ということもあり、地域間格差は埋まらないなと感じています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

安藤委員、お願いします。

○安藤委員 私も率直に56円という額は、全く予想をしていませんでした。昨年のCランクの目安が64円で、最低賃金がどんどん伸びていく中で、世の中的に期待値が高いものであったと思っています。今まで出てきた資料にも、今、実際に最低賃金で働いている方から1,100円を期待するといったような声もありました。その点からも、今回の56円というのはとても低いと思います。労働者側としては、しっかりと賃金を上げて、経済を回していくということが非常に重要と考えています。

また、労働者イコール消費者、生活者であり、示された目安額はその方々のマインドを下げかねないと思います。今までの春季生活闘争でも賃金が上がっていくという、ノルムが構築されつつありますが、期待をしていた金額よりも大分低い金額が出たため、今回の目安額が与える影響について危惧しています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

池谷委員、お願いします。

○池谷委員 目安について、先ほど浅山委員も言われましたが、以前目安額が70円と漏れ聞いたときは驚いておりましたが、最終的に全国加重平均55円と示され、それはそれで全国加重平均がその金額になるのだと、一つの捉え方をさせてもらいました。ここは鳥取県の最低賃金を決める場ということで、鳥取県だけの状況を見ながら鳥取県の最低賃金を考えれば良いと佐藤部会長にも言われました。鳥取県の状況を見ると、本当に価格転嫁ができていない。そして、価格転嫁率が去年よりも受注、発注共に20%も落ちている。鳥取県の企業は、今、本当に苦しんでいるというのが実情だと思います。規模の大きな企業はそれなりに知識や体力を持っておられますが、30人未満、5人、10人の企業はもう天井まで来ています。新聞にも出ていましたが、新型コロナウイルスの際に借りた融資

が支払えず倒産する。受注が減り、倒産する会社もあると思います。

目安額に対しては、国の目安として出たものであるため、そうなんだという認識ではあります。ただ、最低賃金の与える影響は非常に大きいため、この目安を鳥取県にそのまま当てはめてもよいかということを今一生懸命話をしています。願わくは、佐藤部会長が言われた、目安を下回ることもあり得るということをいかに主張していこうかと考えています。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

石川委員、お願いします。

○石川会長代理 例年、目安に対して根拠が薄いのではないかと、根拠をはっきり示してくれと審議会でも本省にお願いしてきました。その点でいうと、昨年、今年と様々な指標がどういう数字だということを押さえながら目安を出していることは、一定程度、我々の要望を受けていただいたかなと受け止めています。

ただ、最後の最後で様々な指標から出てきた数字とはまた別の数字を据えてるところがあり、3要素で決定するという制度ですが、4つ目の要素ですね。

今年はまだわかりませんが、この二、三年、強まってきている2020年代中に、あるいは2030年代にできるだけ早くという政府方針。この大きな目標の中で数字が決められているところもあるのかなと受け止めています。この先、政権が替わっても目標がなくなるのであれば、中長期的に我々も、あるいは鳥取県もしんどくても何とかそこについていくような数字をつくっていかなければ、先々厳しいかなと考えながら、目安を読んでいたと思います。

目安そのものが高い、低いというところに関しては、言及を避けたいと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

中野委員、お願いします。

○中野委員 昨年は目安が大幅に遅れた結果、各地方審議会が混乱したという状況があり、今年は大分、中央最低賃金審議会では慎重に、かつ反省して目安を出されたのかなとは感じました。

結果として、労使の一致がない中で、公益見解の3要素を中心にした目安の金額決定となり、非常に苦労されたというところは見えてとれました。

目安額については、先ほど石川委員も言われましたが、2030年代前半にできる限り

早く1,500円という目標は大きく影響しているのではないかと考えています。そうした中、3要素を尊重しつつ、影響率も見ながら中央最低賃金審議会は言われていますが、地方最低賃金審議会、我々がどのようにこの目安を捉えていくか、どのように審議を進めなければならないのか考えたいと思います。

目安額の高い、低いについては、私からも言及は避けたいと思います。以上です。

○佐藤部会長 西村委員、お願いします。

○西村委員 中央最低賃金審議会で使用者側は不満を示しているため、我々、地方であっても到底数字として納得できない、不満だらけな金額だと思います。仕組みとしてしょうがない部分ですが、Cランクといっても13の地域があり、その13の地域を十把一絡げで56円をお願いしますとするのは、乱暴な議論だと思うため、先ほど池谷委員がおっしゃったとおり、鳥取県は鳥取県の事情で判断をするということで、これから進めていきたいと思っています。ただ、1点だけ評価したいところが、先ほど中野委員がおっしゃったように、早く出たのもいいですが、私が受け止めた一番いいところは、去年より下がったということです。ここ数年、賃上げの過熱というイメージがあり、賃上げするのは当たり前だということを労使間で共有できるのはとてもいいことですが、その足取りが、30年なかったものを今取り戻すためには、急激な上昇が当たり前だと捉えるのは違うということを一回冷静になり、考え直す機会をくれたということでいくと、昨年よりも低い金額を示したことは評価したいと思います。

○佐藤部会長 花原委員、お願いします。

○花原委員 まず目安について意見を述べさせていただきます。

石川委員も言われたように、会長メッセージの中に中長期の金額目標、地域間の格差是正について、閣議決定に配慮しながら審議をしてくださいという文言が去年もありました。今の高市政権が2030年代のできるだけ早い時期までに1,500円、岸田政権が2030年の中頃に1,500円、石破政権が2020年代の終わりまでに1,500円、政権が替わるに従って随時変わってきました。今の高市政権は、2030年代のできるだけ早い時期にとうたっており、計算しますと、2026年から2030年、5年間で1,500円にしようと思うと、毎年6.0%の上昇率であれば、5年間で1,500円になります。6年間で考えると、およそ4.97%、55円の引上げになるため、今回は、できるだけ早い時期を2031年と仮定して、55円という目安が出てきたのかなと、一応予測はしてました。ちなみに、2032年であれば、7年間で4.3%、48円の引上げと

なるため、それに準じてある程度率を出しながら、中央最低賃金審議会は審議をしたのではないかと考えています。

また、地域間格差の問題も腑に落ちない部分があります。地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくということが示されており、去年の一番高いのが1,226円で東京、一番低いのが宮崎、高知、沖縄の1,023円、差が203円あります。今回のA、B、CのランクのAとCの目安額の格差が2円ということです。単純に言うと、100年のことをうたっていることになります。例えば、いつまでにこの金額、差額を100円にしますということをうたうべきであるのに、結果的にCランクがどんどん最低賃金を上げるから必然的に比率が上がってくるというのが腑に落ちていません。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

山下委員、お願いします。

○山下委員 先日も目安について少しコメントさせていただきましたが、率直に労働者の立場からいえば、想像していたよりも低い金額だったなというところです。先ほど浅山委員からもありましたが、今の賃上げ動向、賃金上昇等を見れば、少なからず、昨年を下回ることはないだろうというのが個人的な思いとして正直ありました。ただ、大きく跳ね上がるのもどうかという思いもあったため、物価上昇等も含めて、昨年同等かなと見ていましたが、それよりも低い金額で目安が出てきました。この金額については、中央最低賃金審議会の労働者委員からも不満が出ています。使用者側もそうですが、中央最低賃金審議会でも不満が出るのであれば、地方でも不満が出ると思います。

中央最低賃金審議会では、労働者側は最低限5%と最終的に主張していましたが、結果的に、4.9%になりました。この0.1%の違いは大きいと思っています。国民、生活者へのメッセージとしての改定率が4.9と5%とでは、取り方が違うと感じています。4.9%という中央最低賃金審議会の目安は、やはり低いと言わざるを得ないと思います。

また、A、B、Cランクの金額差を是正することについて、Aランクを低くし、B、Cランクを同額としたところも、中央最低賃金審議会でも不満が出ています。最高額の東京と最低額の県とでは203円の差があり、少しでも差を縮めるために、3円以上の目安の差をつけたいというのが中央最低賃金審議会の労働者委員の思いでした。しかし、最終的にB、Cランクが同額になったというのは、中央最低賃金審議会の労働者委員の思いと反する結果です。中央最低賃金審議会の労働者委員の考えは、地方においても同じであり、不満を

持っているというのが目安に対しての受け止めです。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、最後、私から申し上げたいと思います。

私、公益委員ですので、高い、低いの評価は避けさせていただきたいと思います。まず、毎年申し上げていますが、目安を出していただいています、実際のところ、労働者側も使用者側も賛成してないまま出てきている。言い換えると、公益の独り言のような感じで出てきているものです。中央最低賃金審議会で納得していないものを地方で納得できないというのは、当然の意見だと思います。そのため、果たしてこの目安をどう扱うかというのが、実は地方の公益委員の一番悩みどころです。

また、金額差について、A、B、Cランク全ての地域が目安どおり答申するという前提で差が2円縮まることになっていきますが、例えば、Cランクが目安どおりで、Aランクが目安プラス10円で結審した場合、逆に差が広がってしまいます。そのため、目安に差をつけるというのは、ある意味論理破綻しているのではないかなと感じています。とはいえ、適正な手続において示された目安ですので、私たちとしては尊重はします。尊重はしますが、丸のみはしないという姿勢で臨んでいきたいと考えています。

今年と昨年までで何か大きく変わった点というのは、事務局から見てありましたか。

○高橋労働基準部長 特段大きく変わった点はないです。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

皆様の意見を総合すると、恐らく、目安どおりという結論にはならないのかなと感じています。そのため、現在の1,030円に56円プラスした1,086円での結審はないのかなと感じている次第です。

それでは、金額を示していただきたいと思います。

山下委員、資料説明と併せてお願いします。

○山下委員 今回、お配りしている資料、鳥取県最低賃金の第4回専門部会における3要素ということで、昨年と同じように資料を提示しました。

1ページ目です。最低賃金法第1条にある「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り」という法の目的を果たしていきたいと考えています。また、第9条では、「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない」と書かれています。通常の事業の賃金支払能力とは、下に、平成19年の国会答弁を載せています。個々の企業の支払能力

ということではなく、地域において正常な経営をしていく場合に、通常事業に期待することができ賃金支払能力をいうと国会答弁がなされています。そのため、個々の企業ではなく、通常の事業の賃金支払能力と理解いただきたいと思います。

2 ページ目、労働者の生計費です。これは、第 5 5 7 回の最低賃金審議会の資料 8 で示された、鳥取市の消費者物価指数の推移をグラフ化したものです。中央最低賃金審議会の公益見解でもあったとおり、今年、物価上昇が昨年に比べて鈍化をしていることが見て取れます。昨年の 1 0 月から今年 6 月までの数字を比較すると、1. 7 6 % という数字が上がってきます。昨年に比べれば低い指数にはなっていますが、第 5 5 6 回の審議会の配付資料にあったように、今回の物価については、ガソリンの定率減税の廃止、各種政策によってある一定程度押し下げられているという記載がされています。また、食料の品目は、昨年はもっと高かったですが、平均で 4. 3 % という高い水準を示しています。

食料品の値上げは、2 0 2 6 年上半期だけで 1 万品目以上が値上げをされていると報道されています。また、2 0 2 6 年 8 月 1 日、明日から、1, 8 9 8 品目が値上がりをするといわれています。生活者にとって、食料の値段が上がるというのは、生活に直結すると考えているため、それぞれの指標を総合的に見て、物価自体は鈍化をしています、食料というのは、生活者にとってのかなり大きなウェイトを占めているため、物価が上がっていると生活者は感じていると思います。

続きまして、3 ページの労働者の賃金についてです。

鳥取県の最低賃金での換算ということで、第 5 5 7 回の審議会資料の中に一般労働者の所定内労働時間 1 5 7 時間という記載があったため、現行の時間額 1, 0 3 0 円を掛けると、1 か月 1 6 万 1, 7 1 0 円になります。これの可処分所得は、0. 8 0 7 という数字を掛けて、1 3 万 5 0 0 円程度となります。

生活保護費との差も注目しなければならないため、鳥取、倉吉、米子、境港それぞれの生活保護費を、自動ツールで計算しました。鳥取市で昨年と変わっているのは、特別加算で、1, 5 0 0 円増えていました。これを合わせて 1 0 万 4, 9 3 0 円というのが、今、鳥取県の 4 市の中では一番高い水準になっています。今の時間額 1, 0 3 0 円の可処分所得との差異が 2 万 5, 5 7 0 円ということになります。

1 人世帯の標準生計費は、こちら第 5 5 6 回の審議会の資料に掲載がありました。1 人世帯で 1 1 万 6, 9 6 0 円で、非消費支出の消費支出に対する割合 0. 3 5 1 を用い、計算すると、負担費修正値が 1 5 万 8, 0 1 3 円になると資料 1 0 ページに示されていま

す。同様に、2人世帯は21万4,228円となっています。日本労働組合総連合会が示す昨年算出での鳥取県でのリビングウェイジ1,150円を月額換算すると、先ほどの157時間を掛けて、18万550円となり、鳥取県はかなり低い水準であると考えています。

賃金動向では、2026年の春季生活闘争の結果は、日本労働組合総連合会鳥取県連合会では、賃上げ率4.61%で落ち着く予定です。昨年が4.62だったので、昨年と同水準の、3年連続の高水準になるかと思います。全国では、全体で5.01%。いわゆる中小企業といわれる300人未満の会社は4.69%で、日本経済団体連合会は、日本労働組合総連合会よりも大手は高く、中小は若干低いという数値が示されています。

参考として記載していますが、有期・短時間の契約者、労働者の時給引上げ率は、6.18%で、正社員よりも有期・短時間労働者が賃上げ率としては高い数字が出されています。近年、短時間労働者の賃上げ率もかなり高くなっている中では、底支えをしていく、賃金上昇の流れをくんでいくんだということが見てとれると考えています。

第4表の①、②は参考として見ていただければと思いますが、Cランクでは3.4%、第4表の③では、Cランクは4.0%と示されています。労働者の賃金は、引き続き上昇局面にあると捉えています。

次に、通常事業の支払能力です。

第556回の最低賃金審議会の机上配布資料にある、新規学卒者の所定内給与額では、企業規模10人以上の企業で働く鳥取県の高卒女性の所定内給与額は17万7,800円とあります。これを、先ほどの一般労働者の所定内労働時間157時間で割ると、時間単価1,132円となります。また、年齢別決まって支給する現金給与額では、企業規模10人以上で働く鳥取県の19歳までの女性は18万8,000円と記載があります。これも157時間で割ると1,197円の時間額になります。短時間労働者の1時間当たり所定内労働の給与額では、鳥取県の女性の平均時給が1,118円とあり、157時間で掛けると17万5,526円になります。

最後に、4番、5番についてです。

第556回最低賃金審議会の机上配布資料にある、パートタイム労働者の1人当たりの求人票募集賃金の平均額では、令和7年の平均で1,143円の募集額となっています。これに157時間を掛け、17万9,451円という数字が出てきます。

また、パートタイム労働者の1求人票当たりの募集賃金下限額では、平均1,097円

が下限額として資料に示されています。これに157時間を掛けると、17万2,229円となります。第557回最低賃金審議会の机上配布資料231ページにあるパートタイム労働者の時間当たりの給与と求人募集賃金では、ハローワークプラス民間の募集賃金は、1,131円というかなり高い数字を示していることを踏まえ、通常の事業の支払能力は一定程度保たれていると、鳥取県としても見ていく必要があるかと思います。

総合的に3要素を加味し、労働側からは車保有ということを主張し、1,460円を提示していましたが、この指標をもって、鳥取における、日本労働組合総連合会が算出するリビングウェイジの1,150円の金額提示をしたいと考えています。目安を尊重したうえで、支払能力も含め、個々の労働者の最低額というところで1,150円を主張したいと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

労働者側から1,150円と金額提示がなされました。

私から質問ですが、日本労働組合総連合会のリビングウェイジは、どのような判定をして出されているのか、根拠を教えてください。

山下委員、お願いします。

○山下委員 日本労働組合総連合会が算出しているリビングウェイジは、さいたま市を100とした指数を用い、かかる費用を積み上げ方式で計算をしています。鳥取県の指数は98.5%で、さいたまを市に指数を掛け、1,150円、車保有の場合、加算が行われ算出がなされています。

連合白書に詳細はあるため、必要であれば提出をさせていただきます。以上です。

○花原委員 質問良いですか。

○佐藤部会長 花原委員、お願いします。

○花原委員 来年から2年間にわたり食料品の消費税が1%に低減されると決まりましたが、そのことはリビングウェイジの中には反映されていますか。

○山下委員 係数は変わらないと思いますが、積み上げ方式になるため、4月以降に食料品の消費税が1%になるということがどのように加味されてくるのかは、私どももまだ分かりません。しかし、食料品価格等も含めて指数は出るため、どのように加味するかは日本労働組合総連合会での見解になると思います。来年度、4月から2年間ということなので、来年のリビングウェイジには影響しないと考えていますが、結果的に食料品価格が低くなっていけば、当然リビングウェイジも下がっていくと予想しています。

○花原委員 過去1年を見て、今後どうするのかを決めていくことに疑問を持っています。結局、春季生活闘争もリビングウェイズも、過去1年間を見て今後1年間はこうだと決めており、明らかに、物価が上がっていくのに、過去1年間で見ますという考え方で良いのでしょうか。

言いたいのは、最低賃金も政府がいつまでに何円にしましょうという将来に向かったの指針を示しており、例えば、6年間で1,500円にする場合、毎年4.9から5%程度インフレ率になるという試算ができます。リビングウェイズや春季生活闘争は過去一年で見ており、過去の数値がこうだからというのもよくわかりますが、尺度が全然違ってきているので、いずれは考え方を変えていかないと、全て過去で見るのはおかしいかなと感じています。意見としてです。

○佐藤部会長 はい、ありがとうございます。

山下委員、お願いします。

○山下委員 春季生活闘争において、当然、会社の業績、利益という結果を交渉材料にせざるを得ません。使用者として、新しい年度の事業に対しての見通しという反論はあるわけですが、我々労働者の立場としては、1年間の成果として会社の利益率、利益が上がっているのであれば、労働の対価として、その分賃金に跳ね返してほしいというところで、昨年度の数字はどうしても尊重せざるを得ません。当然、経営者としてはこれからの経済、燃料価格の変動、企業コストなど事業継続において見通しがあると思いますが、確定的なところでいくと、過去の利益、1年間の努力にどれだけ報いてくれるか、利益を出している会社、黒字の会社については労働者としては多くの見返りが欲しいということになります。事業の中で黒字が出ていないということであれば、労働組合としても強く賃金に返してくれという主張はできません。また、会社ごとで賃上げ交渉に温度差があることも理解しています。

今、賃上げの状況が良い一方で、防衛的な賃上げとも言われています。賃上げをできる状況であれば、賃金に色はありませんので、防衛的賃上げだろうと、労働の対価の引上げだろうと経営の努力をしていただいた上で、使用者としても認めるべきものとして賃上げをなされていると感じています。

賃上げしないとほかに置いて行かれるということから防衛的に賃上げを行う企業もあれば、これだけ成果が上がったので、労働の対価として労働者に還元する企業もあると思います。今の情勢では、賃上げをできない企業は取り残されていくのではないかという危

機感が、春季生活闘争における賃上げの流れを生み、日本労働組合総連合会の各都道府県連合会の集計、日本労働組合総連合会鳥取連合会の春季生活闘争の結果が3年間高い水準を示していることにつながったのだと考えています。

○佐藤部会長 ありがとうございます。花原委員、よろしいですか。

○花原委員 はい、いいです。

○佐藤部会長 すごく素朴な疑問ですが、何でさいたま市なのでしょう。

浅山委員、お願いします。

○浅山委員 モデル地域として埼玉県さいたま市に設定した理由は、首都である東京から最も近い県庁所在都市であること、JR、私鉄が乗り入れをしており、交通面、バス等も含めて、通勤に便利であるということがあります。細かく見ますと、通勤時間が心身への過度な負担にならないということ、各駅中心に住宅街が広がっており、かつ最寄り駅に食品スーパーや生活品を買う場所があるということも加味してということです。日常生活における利便性が最も高い地域だということもあり、結果として生活時間を確保しやすい地域としてモデルとして設定できるのではないかとということです。もう一つが、2003年、2008年、2013年、2017年、2021年、継続性をもって調査を見比べていくことができるということで、埼玉県さいたま市をリビングウェイジのモデル指定都市にさせていただいたということです。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。納得いたしました。

○佐藤部会長 労働者側からの新しい提示額、1,150円。根拠は、日本労働組合総連合会のリビングウェイジの2025の車未保有ということで提示していただきました。

使用者側西村委員、お願いします。

○西村委員 本日は、2つの視点で現在の鳥取県の現状を分析させていただき、最後にその分析結果を踏まえた上で、現時点での金額提示という流れにしたいと思います。

使わせていただく資料は、昨日配布されました中小企業庁が作成した価格転嫁に関する資料、影響率を見ていただく鳥取県最低賃金改定試算表のいわゆる2026年度バージョン、今が1,030円で、これが変わるとどう変わるかというもの、今日、急遽配付していただきました、タイトルは全く同じですが、中身が昨年度版ということで、最低賃金額が957円で、これが1,030円になるときにどうだったのかがわかる資料、この3つを使って説明をさせていただきたいと思います。

まず、賃上げの原資の確保の観点で、価格転嫁というのが極めて重要な指標であるとい

うことは言うまでもないと思いますが、中小企業庁が発表した数字を改めて整理すると、鳥取県における発注企業の所在地ごとに集計した価格転嫁率は37.5%、唯一の30%台で全国最下位です。前回の集計時から今回の集計時までの下落幅を見ると、19%も下落しており、これも全国1位となっています。

逆の受注企業の所在地ごとに集計した価格転嫁率は34.2%、これも全国で最下位であるとともに、前回集計時からの下落幅20.9%、これも全国1位で大幅な下落となっています。全国に30%台の価格転嫁率を出しているのは2地域しかありませんが、それに鳥取県が含まれている状況です。

前回の集計から価格転嫁率が悪化した都道府県がどの程度あるかについては、まず、発注企業別の所在地ごとに集計した価格転嫁率でいうと13の地域で、これは全体の28%です。10%以上下落したのは鳥取県のみです。同様に、受注企業の所在地ごとに集計した価格転嫁率でいうと12の地域で、これは全体の26%、10%以上下落したのは鳥取県と宮崎県の2つの県のみということで、両方とも、受注側も発注側も全国で7割以上の地域が改善しているにもかかわらず、鳥取県だけが突出して著しく悪化しているのが事実です。

価格転嫁について、2026年がどういう年であったのかを振り返ると、鳥取県と鳥取労働局は、今年の2月2日に経済団体、労働者団体などのトップ10人が意見を交わす鳥取県版政労使会議を開催し、鳥取県内の企業が賃上げできる環境の整備に関する共同宣言を史上初めて採択した、いわゆる記念すべき年です。

その共同宣言に何が書かれていたかという点、まず1番目に、適切な価格転嫁の推進、2つ目に省力化やデジタル化、生産性向上への支援、3つ目に賃金上昇等物価上昇に関する県民や事業者の理解促進の3つの方針を明記しており、この中で最も重要と考えておられるのは、1番目の項目である価格転嫁の推進だと認識しています。

そもそも2026年は、価格転嫁を進める上で重要な役割を持つ取適法、中小受託取引適正化法が1月に施行されており、本来であれば、先ほどの共同宣言も併せて、価格転嫁を加速させる年になるはずだったという理解です。このような状況の中で、価格転嫁率が大幅に悪化するというのは、つまり、現在の鳥取県が今重要な局面を迎えているということにほかならないのではないかと考えています。

この数値から推測できることは、発注側の立場でいうと、価格転嫁してあげたくても何らかの理由、多分、経営上の理由で価格転嫁できない事情があるのではないかとということ

がうかがえます。当然、相手側の気持ちも理解した上での対応となるため、非常に重たい判断をしているのではないかと思います。

受注者側の立場では、取引先に強く発言できない事情がうかがえます。現在の原材料費等の上昇は、一度で終わらず、何度も波のように押し寄せてきているため、初めは世間体もあり価格転嫁にに応じてくれていた取引先も、度重なる価格転嫁に対応してくれてない、対応できなくなっているのかもしれませんが。価格交渉は非常に体力がかかる作業であるため、価格交渉自体への負荷も中小企業にとっては重みになっているのではないかと思います。これが1つ目です。

2つ目は、事務局に作成していただいた鳥取県最低賃金改定試算表に関する所見になります。この資料は、最低賃金改定による影響率を確認するために準備していただいている資料ですが、注目すべきところは、最低賃金額と同じ金額で働く方の人数だと思っています。現行の最低賃金額が1,030円で、切りのいい数字であったことも多分要因だとは思いますが、資料を見ると、1,030円で働いていらっしゃる方、人数でいいますと1万1,629人、率でいうと全体の16%ということで、この資料の中でいうと最もボリュームが大きいゾーンとなります。

前年の調査結果と比較すると、前年の最低賃金は957円で、957円で働いていらっしゃった人数は、3,364人、率では4%、最も人数が多いのは960円の4,446人かと思いきや、そうではなく、数字の切りのいい1,000円が一番人数が多く、5,589人、率では6%となっておりました。

繰り返しになりますが、最低賃金が957円であっても1,000円出せるところはしっかりと出していると分かります。しかし、今年は、最低賃金の1,030円しか出せなくなっているということが分かります。この数値から推測できるのは、昨年の状況と比較して現状は明らかに企業の余力が減っているということだと思います。人手不足の中、人員を確保するために、募集に当たり少しでも高い金額で提示したいはずですが、昨年はそれができていたのに、今年はできていないという状況になっています。

多くの経営者は、どんなに経営が苦しくなったとしても従業員の賃金、雇用にだけは手を付けたくないと考えております。賃金カットや整理解雇を検討するのは、本当に何も打つ手がなくなったときの最後の手段であって、経営者にとってはもう切腹に等しく、まさに断腸の思いでやるということだと思いますが、もう一つ、仮に経営が苦しくなったとしても、従業員や取引先にそのことを悟られたくないと考えてる人が多いのではないかと思います。

っています。従業員や取引先の信頼を失うということは、経営上の致命傷になるからです。

このように考えてるはずの経営者が、取引先に対して価格転嫁ができないという対応をしているのだとすれば、もはやこれ以上の負担は賃金や雇用に手を付けざるを得ないような段階に近づいていると、あるいはもうなっているのではないかと考えております。

先ほども申し上げましたが、最近の最低賃金の急激な上昇というのは、過熱してるというか、社会的なムーブメントのようになっていると思っています。この最低賃金の急激な上昇は良いことだけではなく、多分副作用もあるだろうと考えています。

過熱した状況により、この副作用に関する感覚が若干麻痺している部分もあるのではないかと思います。いま一度、現実の数値が示しているこの経営の危機を慎重に見極めていただきたいと思います。会社がなくなってしまうと、最低賃金どころか何も手にすることはできないということになるため、本当にそうならないのかということも本当にもう一度深く考えていただければと思います。

以上のことを踏まえ、現時点ではこれまで提示させていただいた提示金額を改める要素はないため、これまでどおり1,041円の提示ということでお願いします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。使用者は、1,041円になるということです。

根拠について説明いただきましたが、労働者側から何か意見等ありますでしょうか。

○花原委員 一点よろしいでしょうか。

○佐藤部会長 花原委員、お願いします。

○花原委員 令和8年度の鳥取県の最低賃金の改定に係る意見聴取の結果を見させていただき、その中で、鳥取県最低賃金を改定するべきかというアンケートに対して、26%の労働者が改定する必要はないと回答されています。要は、4人に1人が改定する必要がないという答えを出しています。鳥取県には従業員の少ない企業がたくさんあるため、これ以上賃金が上がると、雇ってもらえなくなっている従業員が多いのかなと、私はこのデータを見て感じました。

影響率の問題で、高いのが悪いのか、低いのがいいのかという問題はあると思いますが、鳥取県は、宿泊業、卸売、小売、福祉関係の企業が結構多い県で、そのような業種は影響率が高くなりやすく、なおかつ、従業員の少ない企業が必然的に高くなる傾向はあると思います。

今、賃上げの状況は良いとされていますが、本当に鳥取県の、小さい企業が利益を出しているのでしょうか。実際に、設備資金も借りずに、運転資金のみで自転車操業をしてい

る企業が圧倒的に多いと思います。例えば、賞与資金を借りたり、雇い止めを行う企業が圧倒的に多いと思います。儲かっている企業はどんどん利益を還元すればいいと思いますが、ほとんどの小さい企業は大変だと思っています。

中野委員は色々な会社を見ていらっしゃると思いますが、資金繰りをどうしようかなという企業が圧倒的に多いと思います。私も色々なところからそのような意見を聞くので、今年、例えば、仮に60円、70円上がって、5年後にいくらになるのか、もう破産するのではないかと思っている企業が多いと思います。

今であれば、借金をつくらずに会社を畳めるので、早めに退出していくという企業がこれからどんどん出ていく感じはします。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

中野委員、よろしいでしょうか。

○中野委員 私の訪問先には小さい会社からそこその会社までありますが、一番分かりやすいのは、今の時期ですと賞与の支払金額です。賞与を出せない会社も確かに多くなっていると思います。経営者が高齢な方の会社は、事業承継できないのであれば、黒字のうちに清算するところもぼつぼつ出ているのは事実です。そのような事実があるということ意見を意見として述べさせていただきます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

石川委員、お願いします。

○石川会長代理 人件費、特に最低賃金を理由にした退出というのが、具体的にこの1年で何社あって、あるいは、それがここ数年でどの程度増えているのかというのは、経営団体等で把握しておられたりはしませんか。

○佐藤部会長 西村委員、お願いします。

○西村委員 実は昨年一社ありましたが、私が所属している経営者協会の会員の企業様は、規模が大きい企業様ばかりです。そのため、あまり影響が出ていないところも多いと思います。民間の調査会社で、例えば、帝国データバンクが恐らくそういったものを集計していると思います。それは、県下全域で、結構増えていると理解していますが、具体的な数字は持っていません。そもそもここに帝国データバンクの数値が持ってこられるのか分からないので、もし仮に帝国データバンクで集計している、賃上げに関する事情が原因となり、結果的に、資金繰りで困って倒産したという数値は集計はしていたと思いますので、把握はできるかと思っています。

○佐藤部会長 山下委員、お願いします。

○山下委員 当然、個々の企業、業種により、厳しいところはあると思っています。ただ、ここでの審議は、通常の事業の支払能力を見て審議をしなければならないため、最低賃金が昨年73円引き上がって1,030円になったことを理由に倒産したという、実際のデータがあるのであれば、それは示していただきたいと思います。実際、中央最低賃金審議会では、通常事業の支払能力として中小企業もある一定程度の伸び率がある、支払能力はあると判断をしています。今日お示しした資料の1ページにも記載してありますが、個々の企業の支払能力ではないことを十分に捉えていただきたいということがまず1点です。

最低賃金の改定によって、企業が倒産をしていくという状況であれば、それは当然、我々としても主張はできないかなと思っています。ただし、中央最低賃金審議会でも判断されたとおり、会社の資金繰り、剰余金も含めて、今の企業の支払能力は、中小も含めて高まっているという見方をしているため、鳥取県で最低賃金の影響で会社をやめられた企業が実際にどのくらいあるのかには興味があります。もしそのような資料があれば、示していただきたいと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。中央最低賃金審議会の数値がそのまま鳥取県に当てはまるかというところではないので、もし何かしらのデータがあれば、拝見させていただきたいと思います。

花原委員、お願いします。

○花原委員 昨年の引上げ額が73円で、例えば、これから先ずっと最低賃金が60円上がり、最終的に、現状から500円上がったとき、本当に企業は持ちこたえられるのでしょうか。経営者は常にファイティングポーズ取りながら経営をしているのですが、雇用することが難しくなるので、多分ダウンしますね。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

今、提示金額が1,150円と1,041円です。100円以上隔たりがあるため、公益側からお話を伺わせていただきたいと思います。週末ということもあり、現時点でどのような感じかお聞きしたいので、10分ずつお時間をいただきたいと思います。

会場をお願いします。

○清水賃金室長補佐 それでは、4階小会議室を案内します。

〔公益・労側協議〕

〔公益・使側協議〕

○佐藤部会長 労働者側、使用者側双方からお話を伺った上で、公益側で打合せをさせていただきました。

現時点で使用者側が1, 041円、労働者側が1, 150円ということで、まだ大きな隔たりがあるため、次回以降はこれを詰めていただき、なるべく合意できる金額に落ち着けるように審議をしていただけたらと考えています。

その他、事務局からお願いします。

○清水賃金室長補佐 次回、第5回専門部会は、週明け、8月3日月曜日の午前9時半から、こちらの会場で開催いたします。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。今日は長時間、どうもありがとうございました。
また来週、よろしくお願いします。